

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 4 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
（上記、各地方整備局等経由）
市町村下水道担当部長・課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業調整課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課
管理企画指導室課長補佐
下水道事業課
事業マネジメント推進室課長補佐

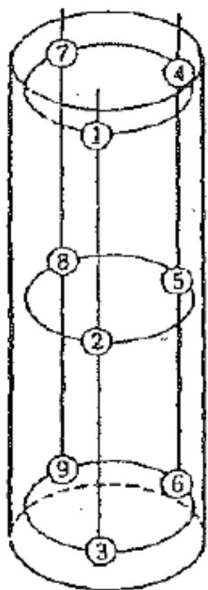
下水道管路等内作業における安全確保の徹底について（その 2）

令和 7 年 8 月 4 日付事務連絡「下水道管路等内作業における安全確保の徹底について」にてお願いをしているところですが、今般の死亡事故の発生を踏まえ、下水道等管路内作業において安全を確保するために特に注意し徹底する必要があると考えられるポイントを別紙の通りに作成しましたので、現場で作業を行うときに委託事業者配布し作業従事者に携行していただくなど活用いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知をお願いいたします

管路作業での酸素欠乏症・硫化水素中毒を絶対に防ぐ ～作業従事者の命を守るために、特に留意すべきこと～

(令和7年8月4日版)



測定点の例

- 作業開始前、作業中、再入孔する前に、原則として垂直、水平方向にそれぞれ3点以上測定点を設けること
- 作業場所に下水や汚泥が堆積している場合は、外部から攪拌して水中の硫化水素を空気中に放出してから濃度測定を実施すること
- 外部から攪拌できない場合には、濃度測定の結果が基準値以下であっても、適切な呼吸用保護具を着用させ、作業員を入孔させること
- 作業場所では、酸素濃度を18%以上、かつ硫化水素濃度を10ppm以下に保つように常時換気すること
- 作業中は常時警報付き測定器具によるガス検知を行い、異常を感知したら直ちに退避できる体制を整えること
- 酸素欠乏症等にかかって墜落する恐れのある時は、高さ2m以内であっても墜落制止用器具を使用すること

出典：下水道維持管理指針（総論編、マネジメント編）-2014年版-

作業員が酸素欠乏症等を発症した場合は、無理せず、消防に通報し救出を委ねること